

「認知症について」特別講演のお知らせ

日本の認知症の患者数は2020年に600万人を超え、6人に1人が認知症となり、このままのペースでいくと認知症の人は2025年には700万人を超え、5人に1人が認知症となると見込まれています。
働き盛りの年齢でも発症するため、職場や、家庭にも影響を与えます。
認知症の方の特徴や、接し方について特別講演を開催します。

日時・会場 令和6年11月6日(水) 15:00~16:30
栗東芸術文化会館「さくら」中ホール
 第59回 滋賀県社会保険委員大会後の特別講演*として実施いたします。

内容 ①認知症とは何か。
 ②認知症を発症しないための日常生活での注意点。
 ③職場、家庭等で認知症の方がいる場合の接し方、注意点など。

講師 株式会社健康管理室 代表取締役社長 益江 淑子

受講対象者 滋賀県社会保険協会会員事業所に勤務の方

参加費 無料

申込方法 下の「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXにてお申込みください。
FAX 077-522-3424
 【申込期間】9月13日(金)~9月27日(金) 先着順で定員になり次第締切りとします。
 締切情報をホームページに掲載します。
 受講して頂ける方には、追って受講証を送付させていただきます。

お問合せ TEL 077-522-3458 (一般財団法人滋賀県社会保険協会)

その他 社会保険委員会加入の事業所様(委員様)には、9月下旬に別途ご案内させていただきますので、今回については受講申込書の提出は不要です。



受講申込書

ふりがな			
参加者氏名	①	②	
事業所名			
事業所所在地	〒		
連絡可能な電話番号	TEL		
※社会保険協会使用欄			

*上記情報は、当協会の特別講演受付業務以外には使用しません。
 *3名様以上でのお申込みは用紙をコピーしてください。拡大コピーも可です。

おわび

6月末に送付しました「社会保険の実務」本誌の144頁の記述に誤りがありましたので、下記のように訂正いたします。
 「年金と税金」の項目、●源泉徴収税額の計算の記述の〔1〕、〔2〕の記述を訂正いたします。

- (1) 扶養親族等申告書を提出した場合
 源泉徴収税額=(支給年金額-社会保険料-各種控除額(基礎控除額*+配偶者控除等各種控除))×5%(所得税率)×102.1%(復興特別所得税率)
- (2) 扶養親族等申告書を提出しない場合
 源泉徴収税額=(支給年金額-社会保険料-基礎控除額*)×5%(税率)×102.1%(復興税率)
- ※)基礎控除額=1か月分の年金支払額×25%+65,000円(65歳未満は最低額9万円、65歳以上は最低額13万5千円)

社会保険 しかが

2024 秋 Autumn vol.456

発行/(一財)滋賀県社会保険協会
 大津市馬場3丁目2-25 ワカヤマビル3F
 TEL.077-522-3458 FAX.077-522-3424

今月の記事

- 令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行は終了します
- 令和6年度被扶養者資格再確認のご協力のお願い
- 定時決定後の保険料について
- 「ねんきんネット」で厚生年金記録の確認や年金見込額の試算ができます!
- 「東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券」配付の申込を開始します
- 「海遊館」「ニフレル」「京都水族館」「京都鉄道博物館」の入館引換券等の発行
- 「施設利用会員証」のご案内
- 秋の健康ウォーク開催のご案内
- 「認知症について」特別講演のお知らせ

ホームページはこちら



〔米原市：姉川ダム/姉川中上流部沿いの洪水被害の軽減と既得かんがい用水の補給、河川維持用水の確保のために、姉川の上流に平成14年3月に完成したダムです。秋には周囲の山々全体が紅葉し、人工物のダムと大自然の紅葉が共存する紅葉スポットとしても知られています。〕

次のホームページにおいても、社会保険に関する情報を掲載しております。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

協会けんぽホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行は終了します

令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません。ただし発行済みの健康保険証については、令和7年12月1日まで従来通り使用できます。

なお、マイナ保険証をお持ちでない方等については、資格確認書等を用いて医療機関等を受診することも可能です。

令和6年12月2日以降の医療機関等への受診方法(窓口への提示物一覧)

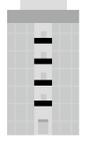
 <p>マイナ保険証</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの取得が必要です。 マイナンバーカードを保険証として利用するには、ご自身で「保険証利用登録」を行う必要があります。 <p>利用申込の詳細はこちら</p>  <p>(厚生労働省 作成動画)</p>	 <p>健康保険証</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年12月2日以降新規発行を終了します。 退職または扶養解除等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。 	 <p>資格確認書</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆新規加入者 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年12月2日以降、マイナ保険証をお持ちでない方等に発行します。 ◆既存加入者 <ul style="list-style-type: none"> 令和7年9月以降、マイナ保険証をお持ちでない方等に発行します。 発行時期によって有効期限は4～5年になります。 	 <p>資格情報のお知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆新規加入者 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年12月2日以降、資格取得時に送付します。 ◆既存加入者 <ul style="list-style-type: none"> 令和6年9月9日(月)～順次送付します。 受診時にはマイナ保険証と一緒に提示いただく必要があります。 マイナポータルでの健康保険証の資格情報画面(スマホ)でも代用可能です。
--	---	--	---

「資格情報のお知らせ」の配付にご協力ください

「資格情報のお知らせと加入者情報(マイナンバーの下4桁)」を事業所へ送付いたします。安心してマイナ保険証をご利用いただくため、ご協力をお願いいたします。

配付方法と注意点

「個人ごとの封筒」を封筒または箱に封入し、事業所に送付させていただきます。「配付のポイント」を参考に、被保険者分と被扶養者分を**従業員の皆様**に配付をお願いします。



事業所

配付



被保険者A様

被扶養者B様

被扶養者C様

配付のポイント!

(記号)12345678 (番号)1234567
(被保険者氏名)協会 太郎 様
(対象者氏名)協会 花子 様

個人ごとの封筒の窓から、上記のように**従業員の氏名(被保険者氏名)**と封入されている方の**氏名(対象者氏名)**を確認することができます。

配付いただく際には、**被保険者氏名欄に記載の方に配付**をお願いします。

送付時期 令和6年9月9日(月)～ 順次送付
※令和6年6月10日(月)以降に当協会に加入された方については令和7年1月下旬より順次送付予定です。

協会HP 資格情報のお知らせなど、マイナ保険証の最新情報はこちらからチェック!!



送付物のイメージ



資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報も下記のとおりお知らせします(※マイナ保険証をお持ちの方は、このお知らせは不要です)。

記号	12345678	番号	1234567	(枝番)	00
氏名	協会 太郎				
生年月日	平成元年 10月 1日				
資格取得年月日	令和2年 1月 1日				
資格取得年月日	令和2年 1月 1日				
資格取得年月日	令和2年 1月 1日				
保険者名	全国健康保険協会 ○支部				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

※マイナポータルへのアクセス方法はこちら

※マイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

※マイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

1 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。点線で切り取って大切に保管ください。

給付金等の申請時に!

健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

医療機関等の受診時に!

オンライン資格確認システムを導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。

2 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認ください。

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーを把握できていない場合、記載しておりません。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

協会けんぽでは、9月2日(月)から「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を開業します。「マイナ保険証」や「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」、「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。

協会けんぽ
マイナンバー専用ダイヤル **0570-015-369** 8時30分～17時15分
(土日祝日を除く)

※マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお願いします。

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは下記22か国語でのお問い合わせに対応しています。

対応言語 英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

令和6年度 被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは毎年度、18歳以上の被扶養者について、被扶養者資格の再確認を実施しております。

送付時期 令和6年10月上旬から10月下旬にかけて順次送付

提出期限 令和6年11月29日(金)

詳細はこちらからご確認ください



年金事務所からのお知らせ

定時決定後の保険料について

定時決定（算定基礎届）によって新しく決定した標準報酬月額、9月分保険料（10月31日納期限分）から適用されます。



新しい保険料の計算

算定基礎届に基づいて各被保険者の新しい標準報酬月額が決定されると、日本年金機構から事業主の皆様へ「被保険者標準報酬決定通知書」が送付されます。

この通知書には、定時決定の対象となった被保険者一人ひとりの新しい標準報酬月額が記載されています。この額に健康保険（年齢により介護保険も含まれます）、厚生年金保険それぞれの保険料率を掛けて、被保険者一人ひとりの新しい保険料を計算します。

10月に送付される納入告知額通知書との照合

事業主の皆様は、定時決定の対象となった被保険者全員の保険料、6月1日以降に社会保険を資格取得した方の保険料、および7月・8月・9月に月額変更（随時改定）となった被保険者の保険料の合計額を、日本年金機構から10月に送付される9月分の保険料額を計算した「保険料納入告知額通知書」等の記載額と照合してください。金額が合わない場合は、被保険者全員の標準報酬月額等を、もう一度確認しましょう。

保険料の控除

新しい標準報酬月額は9月1日から使用することになっていますので、9月分の保険料の被保険者負担分を控除するときから、新しい保険料額となります。

また、このとき事業主の皆様は、新しい標準報酬月額を給料明細書に記載するなどして、被保険者一人ひとりにお知らせしていただくようお願いします。

「オンライン事業所年金情報サービス」をご利用ください

毎月の社会保険料額等の情報*を電子データでe-Govのマイページにお届けするサービスを実施しています。ご利用申込みから各種情報・通知書の受け取りまでがオンラインで完結し、初回のお申込み以降は定期的にお届けします。ご利用にはGビズIDが必要となります。

※：次の各種情報・通知書を電子データで受け取れます。

- ・社会保険料額情報
- ・増減内訳書
- ・基本保険料算出内訳書
- ・賞与保険料算出内訳書
- ・被保険者データ
- ・決定通知書

サービスを利用するメリット

- 1. オンラインで情報を取得できる**
社会保険料額等の情報をオンラインで受け取れるため、電話による確認や郵送依頼が不要になります。
- 2. 早く確認できる**
毎月の社会保険料額を納入告知書等が到着する前に確認できます。
- 3. 電子申請に活用できる**
取得した被保険者データを届書作成プログラムへ読み込み電子申請で届書を作成する際に活用できます。
- 4. 紙の保管スペースを削減できる**

GビズIDについての問い合わせ先

【GビズIDヘルプデスク】
0570-023-797

e-Govについての問い合わせ先

【e-Gov利用者サポートデスク】
050-3786-2225

「ねんきんネット」で 厚生年金記録の確認や 年金見込額の試算ができます！

厚生年金加入記録の確認

会社を退職した後、国民年金の加入手続きにもれがないか、納め忘れがないか確認できます！

確認できるもの

◆厚生年金加入記録

○厚生年金の加入月数 ○資格取得・喪失年月日 ○お勤め先の名称 ○標準報酬月額・標準賞与額 等

◆国民年金加入記録

様々な条件に応じた年金見込額の試算

試算方法

- ◆現在の加入条件が60歳まで継続したと仮定した見込額を自動表示する「**かんたん試算**」
- ◆今後の職業や年金受給開始年齢など詳細な条件を自分で設定して試算する「**詳細な条件で試算**」

老後の生活設計を考えるのに便利です！

- ➔受給開始年齢を遅らせた場合や未納期間を納付した場合などの試算が可能！
- ➔年金受給開始年齢、各年齢ごとの年金の見込額などが表やグラフで表示されます！

「ねんきんネット」のご利用は 「マイナポータル」との連携が便利です！

お手元にご用意ください

※事前にスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールするようお願いします。

①マイナンバーカード



②数字4桁のパスワード

(例) 1 2 3 4

※マイナンバーカード受け取り時に設定した「利用者証明用電子証明書パスワード」

お問い合わせは



0570-058-555

受付時間

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分（月曜のみ午後7時00分まで）
第2土曜日：午前9時30分～午後4時00分
※祝日（第2土曜日は除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144

お待ち
しました!

12月中旬から「東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券」 配付の申込を開始します。

※利用券に記載された利用(補助)金額分が、パークチケット価格やディズニーホテル宿泊費から差し引かれる形で利用できます。

利用券の利用期間は、令和7年3月31日まで。交付枚数は、事業所の規模(被保険者数)に応じて上限があります。
(配付枚数に限りがあります。なくなり次第終了となります。)
申込方法等の詳細は、『社会保険しが 冬号』及び12月初旬に滋賀県社会保険協会ホームページでご案内いたします。

★大好評★

「海遊館」「ニフレル」「京都水族館」「京都鉄道博物館」の入館引換券等の発行

大好評につき、入館引換券等を発行します!

滋賀県社会保険協会の会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族を対象として、「海遊館」の入館引換券、「ニフレル」の入館券、「京都水族館」と「京都鉄道博物館」の前売割引入場券を発行します。
ご希望の方は、協会ホームページの「事業のおしらせ」から申込書をダウンロードし、必要事項をご記入いただき、返信用封筒(84円切手貼付)を同封のうえ郵送で(一財)滋賀県社会保険協会まで、お申し込みください。後日、入館引換券等を送付します。



補助施設

●海遊館 (大阪市港区海岸通 1-1-10) 

大人 (16歳以上または高校生以上)	2,300円 (通常2,700円)
小学生・中学生	1,200円 (通常1,400円)
幼児 (3歳以上小学生未満)	600円 (通常 700円)

●京都水族館 (京都市下京区観喜寺町 35-1 梅小路公園内)

大人 (大学生を含む)	2,000円 (通常2,400円)
高校生	1,500円 (通常1,800円)
小学生・中学生	1,000円 (通常1,200円)
幼児 (3歳以上小学生未満)	600円 (通常 800円)

●ニフレル (吹田市千里万博公園 2-1 EXPOCITY 内)

大人 (16歳以上または高校生以上)	1,800円 (通常2,200円)
子ども (小・中学生)	900円 (通常1,100円)
幼児 (3歳以上)	500円 (通常 650円)

●京都鉄道博物館 (京都市下京区観喜寺町)

大人	1,500円 → 1,100円
大学・高校生	1,300円 → 900円
中学・小学生	500円 → 300円
幼児 (3歳以上小学生未満)	200円 → 100円

⑧ 高校生を除く15歳以上は大人料金となります。

※なお、ニフレル・京都水族館・京都鉄道博物館は事前にご負担金を納入いただき、(一財)滋賀県社会保険協会が入館券を購入し、申込者に送付させていただきます。

◎年間を通していつでもお申し込みいただけます。
◎料金が改正される場合があります。

「施設利用会員証」のご案内

全国の社会保険協会の共同事業として、会員事業所様の利便と従業員の皆様の福利増進を目的として、契約施設を優待料金で利用できる「施設利用会員証」を発行しております。

今夏より一部契約施設に変更がございます。

- 「亀の井ホテル」グループの優待内容、利用方法が8月1日より変更されています。(変更内容) 優待内容10%OFF、利用方法専用HPからの予約のみ
- タイムズとの契約が8月31日をもって終了となります。
- 「湯快リゾート」の優待割引による宿泊が10月31日までに予約した分をもって終了します。



施設利用会員証申込書は→



秋の健康ウォーク開催のご案内

滋賀県社会保険協会HPでご案内中

毎年ご好評いただいています「秋の健康ウォーク」を今年も開催します。健康ウォークに関する詳細および申込方法については、下記要項をご覧ください。

開催日時 令和6年9月15日(日) 午前10:00

申込期限 9月9日(月) (先着100名)

集合場所 マキノ駅(雨天決行)
※予定定員は100名、申込多数の場合は先着順

対象者 全行程(約6km)を完歩出来る方

開催コース 「枝豆収穫ウォーク」

- その他
- 枝豆畑で枝豆を収穫し、お持ち帰りしていただけます。(無料)
 - 「さつまいも掘り」はお子様(小学生以下)に限定させていただきます(無料)。なお、雨天の場合、「さつまいも掘り」は中止となります。
 - 今年は猛暑のため、「さつまいも」の生育不良が発生する可能性がありますのでご了承願います。

当日スケジュール マキノ駅～湖のテラス～百瀬川～枝豆(さつまいも)畑～近江中庄駅
※メタセコイヤ並木～ビックランドを経由するコースは、滋賀県ウォーキング協会ホームページをご確認ください。

- お申込み方法
- ①協会けんぽ滋賀支部のホームページにアクセス!

[協会けんぽ 滋賀 健康ウォーク](#)
 - ②参加申込書をダウンロードし記入する
 - ③申込書を滋賀支部あてFAX送信し、完了!

主催 NPO法人滋賀県ウォーキング協会
TEL : 077-599-4625

共催 一般財団法人滋賀県社会保険協会
全国健康保険協会滋賀支部

【申込についてのお問い合わせ】

〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル 全国健康保険協会滋賀支部 企画総務グループ
TEL : 077-522-1099 (平日8:30~17:15)

全国健康保険協会滋賀支部に申込みされると、当日参加費は無料です。

(一財)滋賀県社会保険協会では、健康事業のひとつとして、会員事業所に勤務されている被保険者とそのご家族を対象に、**滋賀県ウォーキング協会の準会員証**を発行します。その準会員証を提示すれば、令和5年末まで滋賀県ウォーキング協会主催のウォーキング大会参加費が一般参加者**500円**のところを**300円**で参加することができます。

準会員証をご希望の方は、(一財)滋賀県社会保険協会のホームページをご確認ください。



○に文字を入れてください。

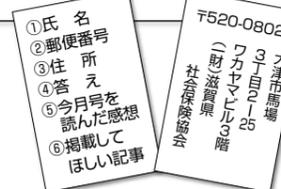
発行済みの健康保険証は、
令和○年○月○日まで使用できます。

●応募方法

ハガキに答えをご記入の上、右の宛先までどしどしご応募ください。正解者の中から抽選で5名様にクオカードをお送りします。応募締め切りは、9月27日(金) 必着です。前回の答えは「12月2日」でした。

たくさんのご応募、ありがとうございました。発表は記念品の発送をもってかえさせていただきます。

(記念品提供: (一財) 滋賀県社会保険協会)



「かんたんクイズ」応募時における個人情報の取扱いについて

「かんたんクイズ」応募時にいただきましたお客様の個人情報は、「当選者」の決定及び「記念品」のお引渡しを行うために利用させていただいた後、すみやかに廃棄します。

「かんたんクイズ」に係る個人情報保護に関するお問い合わせは…(一財) 滋賀県社会保険協会 〒520-0802 大津市馬場3-2-25ワカヤマビル3F TEL 077-522-3458 FAX 077-522-3424